

2013年度（平成25年度）第2回福山市入札監視委員会会議概要

1 会議名

2013年度（平成25年度）第2回福山市入札監視委員会

2 開催日時・場所

2013年（平成25年）11月27日（水）午後5時30分～午後6時30分
福山市役所本庁舎10階 入札室

3 出席委員

宮地委員，相原委員，大島委員，小島委員，甲賀委員

4 出席した職員

市長部局

建設管理部長，建築部長，建設政策課長，契約課長，技術検査課長，営繕課病院担当課長，
設備課長，福山クリーンセンター所長

上下水道局

経営管理部長，工務部長，経理課契約担当課長，施設整備課長，下水道建設課長

5 会議の概要

(1) 2013年度（平成25年度）の契約状況等について

契約課長から次のとおり説明を行った。

2013年4月から9月までの建設局の入札件数は453件で、平均落札率は84.29%であった。上下水道局分の入札件数は204件、平均落札率は84.41%であった。2012年度にくらべ、全体的に平均落札率は減少しているが、2009～2011年度に比べては、建設局分も上下水道局分も平均落札率は増加している。最低制限価格の算定基準の見直しに取り組んだことによる上昇傾向が続いていると思われる。

(2) 抽出案件の審議

次の案件について審議を行った。

ア ふくやま芸術文化ホール大ホール舞台音響設備改修工事

イ 福山市民病院北立体駐車場昇降機棟増築工事【総合評価方式】

ウ ごみ固形燃料工場プラント設備改修工事

エ 出原浄水場導水管布設及び布設替工事（その2）

オ 川北1号幹線下水道築造工事（25-1）【総合評価方式】

(3) 入札及び契約手続の運用状況等についての報告

指名除外措置をした者について、契約課長が報告を行った。

(4) 次回の開催日時について

2014年(平成26年)5月下旬の予定。

(5) 次回で審議の対象とする工事の抽出方法について

2013年(平成25年)10月から2014年(平成26年)3月分までを対象とし、甲賀委員が抽出する。

6 抽出案件の審議

主な質疑応答は、次のとおりである。

ア ふくやま芸術文化ホール大ホール舞台音響設備改修工事について

Q1 今回の建設局所管の抽出対象となる一般競争入札工事すべてについて、入札参加者は2者以上であったが、結果として有効な入札が1者のみになったものが6件あり、その中で、予定価格が最高であったケースである。入札参加者数が少なくなった事情について市の見解を聞きたい。

A1 この工事は客席数2,003席、客席は3階構造と大規模なホールの音響設備を改修する工事である。このことから代表構成員の施工実績として、「1998年度(平成10年度)以降、固定客席数1,000席以上の文化ホール、劇場又は文化会館等において舞台音響設備工事の元請としての施工実績」を求めた。1,000席以上としたのは、公益社団法人全国公立文化施設協会が大ホールの規模を1,000席以上としていることを参考としたものである。

市内業者については、この施工実績を確認できなかったため、「広島県内に本店、支店又はこれに準ずるものを有している者」を代表構成員の資格要件とし、施工実績を満たす者として7者確認していたが、配置予定技術者の状況などから、このような結果になったのではないかと考えている。

Q2 県内業者で7者ということか。

A2 広島県内に本店又は支店を有している者が7者ということである。

イ 福山市民病院北立体駐車場昇降機棟増築工事【総合評価方式】について

Q1 今回の建設局所管の抽出対象のうち、総合評価方式の対象とされたものが23件あるが、うち落札率が最高であったケースである。他の入札参加者3者の入札価格との兼ね合いも含め、落札業者が高評価を得た要因を知りたい。

A1 この工事の入札参加者は4者であり、そのうち1者については、最低制限価格を下回る入札のため失格とし、残り3者について評価を行った。

落札者は、企業の施工能力及び配置予定技術者の能力における工事成績について、5点満点中5点と最高点を得ていることから、加算点が他者より高くなり、結果として価格と価格以外の評価点をあわせた評価値が、第1位となったものである。

Q2 1者は最低制限価格を下回り失格となっているが、他の者に比べ著しく低い金額で応札している。その原因は？

A2 建築一式工事において、予定価格の約75%での応札は通常ないため、積算誤りではないかと思われる。

Q 3 他の3者の応札金額は予定価格の90%に近い数字であるが、本工事は内容的に難しいものなのか。

A 3 工事の内容そのものは、特に技術的に難しいものではないが、この立体駐車場は来院される方が使用されている駐車場であり、これに隣接する昇降機棟を増築する工事であるため、来院者と工事用車両の通行が交錯するなど、危険が伴った工事であることから、安全で確実に工事を進める必要がある。そのため、高めの応札金額になったものと考えられる。

ウ ごみ固形燃料工場プラント設備改修工事について

Q 1 今回の建設局管轄の抽出対象となる随意契約工事のうち、予定価格が最高のケースである。全て既存施設・設備の改修・整備であり、ほとんどが、その独自性・特殊性に鑑み、随意契約としたものである。これは、最初に施設や設備の工事を受注すれば、その後のメンテナンスや改修・整備工事はほぼ確実に、かつ独占的に受注できるということになる。

当初の施設・設備の発注時に、アフターケアも含めた入札ができないか、できないとしても何か工夫の余地はないかどうか、市の見解を聞きたい。なお、今回の随意契約の内の高額工事は、「ごみ」関連に集中しているように思えるが、特段の事情があれば知りたい。

A 1 まず、施設を新設する際の設計施工に際しての維持管理費の考慮については、2010年度に発注した（仮称）福山市汚泥再生処理センター建設工事などにおいては、当初の工事価格以外に修繕も含めた維持管理費用や運転に関する費用など、当該施設の工事価格以外の要素も考慮に入れ、総合評価方式により契約している。

プラント設備の改修工事については、中長期施設保全計画及び現状設備の保守整備具合を総合的に勘案して、毎年施設の定期点検業務を実施するなかで、緊急度の高いものから整備の優先順位を定め、実施している。

また、ごみ関連施設の経年劣化に伴い、施設の維持修繕工事・大規模な改修工事を年次計画に基づいて行っており、今回、随意契約の案件が集中したものである。

Q 2 対象工事については、まだ総合評価方式を試行していなかった時のものなのか。そして、現在は総合評価方式で入札しているという理解でよいか？

A 2 その通りである。その方向で検討すべきと考える。

Q 3 いろいろな機械や機器の改修というのは、新しい機械に交換したということか。

A 3 既存の部品の更新である。10年程度使用しているなかで、壊れていた部分を交換したものである。

エ 出原浄水場導水管布設及び布設替工事（その2）について

Q 1 今回の上下水道局所管の抽出対象となる一般競争入札工事のうち、予定価格が最高であった工事であり、抽出対象工事の中でも予定価格が第2位、落札率も第2位であった。失格した入札参加者4者の入札額はどのようであったのか、また、最低制限価格制度について、例えば一定規模以上の工事については一昔前の低入札調査制度を復活する余地はないのかどうか、市の見解を聞きたい。また、新聞報道で広島県内の1者入札の落札率が93～99%と高止まりしていると報道されていたが、この記事に対する市の受け止め方はどうであるのかも知りたい。

A 1 この工事の入札参加者は、5者（JV）あり、うち4者が最低制限価格を下回り、残りの1者が予定価格の範囲内であったため、結果として他社より高い金額を入札した業者が落札したものである。

次に低入札価格調査制度の復活についてであるが、一時は、結果的に予定価格の50%程度でも落札するという過度な低価格での競争となっていた。そういった経過を踏まえ、本市では2007年度（平成19年度）から、過度な低価格での受注は、建設労働者や下請業者へのしわ寄せ、工物品質などへの影響も懸念されること、また企業の健全経営の観点から、低入札価格調査制度を廃止し、最低制限価格制度に統一している。いまだに厳しい今日の経済状況や雇用情勢に対応するためには、過度な低価格での受注は、避けなければならないものと考えている。

また、新聞報道についてであるが、1者入札により高落札となるケースは、工事費に占める材料費の割合が高い、現場状況が悪いなどのさまざまな要因によるものと思われる。本市においては、特殊な工事を除き、入札参加者が1者であっても、平均的な落札率となっているものもある。本市としては、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上のもののうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする条件により入札していることから、結果としてやむを得ないと考えている。

Q 2 失格者との応札金額の差が大きいため、予算の面から、一定規模以上の工事については、低入札価格調査制度を適用してもよいのではないか。

A 2 低入札価格調査制度を実施すればこういった入札結果にはならないと思われるが、場合によっては、極端に低い金額を入札した業者が落札する可能性もでてくる。現行の最低制限価格制度の下においては、落札した業者も予定価格以下の応札であり、これ以下ではできないというギリギリの金額を入札してきているものと思われる。特にJVの場合、他の構成員がいるので、無謀な金額での入札はできない。そのため、ある程度の利益が見込める金額で応札してきていると思われる。

Q 3 例えば、1者以外が全部最低制限価格より下にいくように、市内業者のB群が事前に口裏を合わせているということは有り得ないのか。

A 3 それはないと思われる。多くの場合、A群からB群に声をかけて共同企業体を結成している状況であるので、入札価格はA群が決定していると思われる。

オ 川北1号幹線下水道築造工事（25-1）【総合評価方式】について

Q 1 今回の上下水道局所管の抽出対象となる一般競争入札工事のうち、総合評価方式の対象とされた工事の中で予定価額が最高であった工事である。落札率はほぼ平均的なところと思えるが、総合評価ではどのような点を評価しているのか、他の入札参加者の評価結果と共に知りたい。

A 1 総合評価では、企業の施工能力（同種工事の施工実績、工事成績、ISOマネジメント等の取得状況）、配置予定技術者の能力（保有する資格、同種工事の従事経験、工事成績、継続教育の取得状況）、地域精通性、企業の社会貢献度（障がい者の雇用状況、次世代育成支援の取組状況、男女共同参画の取組状況、福山市災害応急対策協力事業登録者の有無）について評価を行っている。

入札参加者は12者あったが、4者は最低制限価格を下回ったため失格とし、残りの8者について評価を行った。

入札価格と価格以外の評価項目において評価したところ、結果的に2者が同点で最高評価値となったが、これは企業の施工能力における工事成績、配置予定技術者における従事経験及び工事成績などが満点となり、他者に比べて評価が高くなったものである。

以上